

湯沢町病院運営審議会について

1. 審議会の目的

町立湯沢病院が「地域のかかりつけ病院」として、また「観光地の病院」として機能していくために運営に関する事の審議を目的に設置されています。

2. 委 員

(1)町内会長 5名

- ・各地区の代表町内会長または代表町内会長が推薦する町内会長から選出
- ・町内会長からの選出目的

各地域の意見をバランスよく集約できる様、地域を代表する方として湯沢・神立・土樽・三俣・三国の各町内会長から選出させていただきます。

ただし、病院運営審議会は、町内会長が町内会の意見集約や審議会の内容の報告等の責務を負うものではありません。

(2)一般町民 3名から5名

- ・公募により選出
- ・一般町民からの選出目的

広くご意見をいただくため、原則公募での選出としています。選考にあたっては、女性、高齢者、青壮年など多様性を考慮するようにしています。また一般町民を3名から5名、全体で8名以上10名以内とし、意見の集約を行う上で無理のない人数としています。

3. 任 期

2年間(令和7年7月1日から令和9年6月30日まで)

任期中に町内会長を退任した場合でも、任期終了まで審議委員を継続していただきます。

4. 審議会の開催

年3回開催、必要に応じて追加で開催することがあります。

5. 審議事項

- (1)町立湯沢病院の運営に関すること。
- (2)その他運営に関すること。

※ 経営に関する収支の細かい部分まで審議していただくことを目的としておりませんが、収益を上げるためのご意見、提案等をいただければ幸いです。